

### 事業主・社会保険労務士・代理人の皆さまへ

# 令和3年3月22日(月)から 特定求職者雇用開発助成金の電子申請が始まります 電子政府の総合窓口(e-Gov)をご活用ください

令和3年3月22日(月)から、特定求職者雇用開発助成金の支給申請が電子申請でできるように なります。

自宅や職場のパソコンを使って、申請書の作成や確認書類の添付を行い、申請書類一式をオン ラインで提出できますので、ご活用ください。

※紙媒体での窓口への提出、郵送による申請も引き続きご利用いただけます。
 ※厚生労働省HP「特定求職者雇用開発助成金の電子申請」
 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/index\_00037.html

### 電子申請の準備をする

電子申請は、インターネット上で運営する行政サービスの総合窓口 e-Gov(イーガブ)を使って行います。



e-Gov(イーガブ)ポータル URL <u>https://www.e-gov.go.jp/</u>

※e-Govの利用には、インターネットに接続できる環境、メールアドレスが必要です。 ※現時点でスマートフォンでの申請・届け出はできません(処理状況の確認はできます)。

電子申請をするためには、まずe-Govにアクセスし、以下の5つの手順を行ってください。



## 電子申請の準備をする(続き)

### 電子証明書が必要か確認します

以下の一覧表をもとに、ご利用になる手続で電子証明書が必要か確認しましょう。 必要な場合、ご利用の手続に対応している認証局の証明書を取得してください。

係する手続のカテゴリー	手続名称	証明書の要否について
社会保険関係手続	「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」 「健康保険・厚生年金保険被保険者貸与支払届」など	これら手続の電子申請には、電子証明 書が必要です。 利用できるまで証明書の研想と取得方
	「年金加入記録照会・年金見込額試算」	利用できる電 法については ご確認ください
雇用保険関係手続	「雇用保険被保険者資格取得届」 「雇用保険高年齢雇用継続給付の申請」など」	C PERG V/LC
労働保険関係手続	「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」など	

一覧表にない手続を確認(手続検索へ)

※gBizIDプライム、gBizIDメンバーの場合、原則として電子申請対象手続所管行政機関の 指定により、電子署名を省略できることがあります。

#### パソコン環境の設定を行います

1 アカウントの準備

e-Gov電子申請を利用する際のアカウントを準備します。 e-Govアカウントの登録をするか、GビズID、または他認証サービスのアカウントが利用できます。

#### e-Govで使えるアカウントサービス

サービス名	植要	利用方法
e-Govアカウント	e-Govサービス共通のアカウントで利用できるアカウント です。 e-Govアカウントを登録の際は、事前に <u>e-Govアカウント</u> <u>利用規約</u> <sup>[2]</sup> をご確認ください。	」「wアカウントを登録し、ログイン していっせい。
GビズID	GビズIDは、1つのID・バスワードで様々な法人向け行数 サービスにログインできるサービスです。 GビズIDから属性情報を取得し、電子中請の基本情報とし て利用できます。	認証サービスごとに設けているログ・ ンボタンからログインしてください。
crosoftアカウント	左記のサービスのアカウントもログインアカウントとして 利用アキャオ	

#### ブラウザの設定 2 ブラウザの設定を確認し、必要な方は設定を行います。 ポップアップブロックの解除 **協会 目** こくペー3×5000ポップアップがブロックをれました ブラウザのポップアップブロックを解除します。 UNDER PART ブロックが有効のまま利用すると、正しく画面が表示されない場合が シブアップを第に許可する あります。 設定手順を確認 信頼済みサイトへの登録(Internet Explorer 11の場合のみ) 5-3-22 + 475-85 88 | 17274 | 25-65- | 257-9 | 88 | 2056 | 26 本サイトを「信頼済みサイト」に登録します。 未登録のまま利用すると、警告メッセージ等が表示される場合があり 0 ます。 REAL STRUCTURE AND A COL 設定手順を確認 🔾 3 アプリケーションのインストール e-Gov電子申請アブリケーションをインストールします。 なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。 Windows版 macOS版

e-Gov電子申請アプリケーショ ダウンロード(mac OS版)

インストール手順を確認(mac OS版) 🗊

ションの

### 手順2

「利用準備」のページで 「電子証明書が必要か確認 します」の内容を確認して ください。

電子申請では、電子証明 書を使って、本人確認や データの改ざんを防止しま す。利用できる電子証明書 の種類と取得方法は「電子 証明書のご案内」から確認 してください。

### 手順3~5

続けて「利用準備」のペー ジで、使っているパソコン が、電子申請に必要な動作 環境を満たしているか確認 します。

手順3 アカウントの準備 ※2020年11月18日以前に e-Govを利用した方は、その 時のパーソナライズIDをe-Govアカウントとして使うこ とができません。 アカウント準備から改めて 確認ください。

### 手順4 ブラウザの設定

ブラウザの設定によって、 電子申請の途中で不具合が 発生することがあるため設 定確認をしてください。 「設定手順を確認|から確 認してください。

### 手順5 アプリケーション のインストール

専用の電子申請アプリケー ション(無料)をインス トールしましょう。不明点 は「インストール手順」を 確認してください。

インストール手順を確認(Windows版) 📋

Gov電子申請アプリケーションの ダウンロード(Windows版)

2



### 電子申請を行う(<手続き例>特定就職困難者コース(第1期支給申請書)

事業主、社会保険労務士および代理人の方がe-Govから申請する際の入力方法を、特定求職者 雇用開発助成金(特定就職困難者コース)第1期支給申請時を例に説明します。

※社会保険労務士や代理人が事業主に代わって電子申請することもできます。 その場合は、事業主のe-Govアカウントではなく、社会保険労務士や代理人のe-Govアカ ウントを使用して申請してください。

※添付書類がある場合は、あらかじめ電子化してパソコン内に保存しておくと、段取りよく 手続きを進められます。



3



## 電子申請を行う(窓口画面) <手続き例>特定就職困難者コース(第1期支給申請書)

申請の入り口となるページが表示されたら、タイトルが探していた手続きのものであることを確認します。 併せて、手続概要などの情報も確認してください。

申請書自体の詳しい記入方法は、下記のURLから記入マニュアルをご覧ください。 (特定就職困難者コースの場合)

URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/tokutei\_konnan.html



- 60 全子中語	atta	問合せ ヘルプ 💄 fj8817hm
マイページ 手続検索	またブックマーク 申請案件一覧 メッセージ 基本情報管理	Ē
寺定求職者雇用 う法・受取人住	開発助成金の申請(特定就職困難者コース) 所届	(第1期)及び支払
电子署名必要		□ ブックマーク
手続概要	高年齢者(60歳以上65歳未満)や障害者などの就職が特に困難な者を、ハロッフ 介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成するもの 雇用の安定を図ることを目的としています。	③タイトルと、手続概要 <sup>4</sup> の他の手続に関する情報 <sup>3</sup> ・認してください。
根拠法令	雇用保険法第62条第1項第3号及び第6号、雇用保険法施行規則第109条及び第 びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令第2条第2号、労 雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第6条の2	④確認したら「申請書入 へ」をクリックします。
電子申請方法別利用案内	【手続き可能な時間】24時間365日サービスしております。但し、年末年始、本 記ご利用時間内であっても、システムの運用停止、休止、中断を行う事がありますの なお、申請後、書類の不備等により行政庁から申請が差戻しされ、再度申請をする場 付をし、不備等のなかった書類は以下リンク先の「提出しない旨を意思表示する書類 特定求職者雇用開発助成金の電子申請	システムの保守等が必要7場合は、上 で、予めご承知願います。 合は、不備等のあった書類は新たに添 」」を添付してください。
告知情報	【手続対象者】事業主 【提出期間】支給対象期(※)の末日の翌日から2か月以内 ※雇入れに係る日から起算して、6か月ごとに区切った期間 【相談窓口】ノローワークまたは都道府県労働局 【審査基準】ノローワーク等の紹介以前に雇用の予約があった対象労働者を雇い入れ 【不服申立方法】- 【備考】-	るものではないこと等
戻る		申請書入力へ



## 電子申請を行う(入力画面) <手続例>特定就職困難者コース(第1期支給申請書)

電子申請では、紙の様式と同様の入力画面が表示されます。黄色の枠に必要事項を入力して申請書を作成してく ださい(詳しい記入方法は、前ページで案内するマニュアルをご覧ください)。





## 電子申請を行う(添付書類)(手続例>特定就職困難者コース(第1期支給申請書)

申請に必要な書類は、あらかじめ紙を電子化するなどして、以下のいずれかの方法で添付してください。 ①「参照」ボタンをクリックしてフォルダを参照する ②添付書類(ファイル)自体をドラッグアンドドロップする

☑ 申請書入力│e-Gov電子申請		– 🗆 X	
住所			^
	_		
中間に必要な音規で	を利用してくたてい。		
法	始張于:[LSV, DUC, DUCX, JPG, PDF, XLS, XLSM, XLSX]		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	001_賃金台帳又はその写し	→ ぶ付書類自体が含まれるフォ	
住 提出形式:	● 添付	(ファイル)をこのスペース	
2561-77	マイルをドラッグマンドドロップレア指定できます	にドラッグアンドドロップする。	
<b>2.</b> 将			
申請・雇 ファイル名/URL	L:	参照 URL確認	
複数の柱 ファイルサイズ	: KB/1022976KB		
<u>必須</u> 書類名:	002_出勤簿等又はその写し	て、パソコン内に保存した書	
送須 提出形式:	• 添付	類ファイルを選択します。	
特定: 困難・フェンクロン	- ノル をドニッグマンドドロップレ アドウズキキオ		
払方			
ファイル名/URI	L:	参照 URL確認	
ファイルサイズ	: KB/1022976KB		
			~
★ 案7		>	



## 電子申請の対象(特定求職者雇用開発助成金)

特定求職者雇用開発助成金の電子申請は、以下の6コース×2(第1期申請、第2期以降申 請)と支払方法・受取人住所届に対応しています。

※注意:第1期の支給申請がなく第2期以降の支給申請を行う場合 第1期の支給申請を行っておらず、第2期以降の支給申請を行う場合も、雇い入れ日時点で 支給要件を満たしていることの確認が必要です。 支給申請が初回の場合に限り、第1期支給申請書を提出してください(特定就職困難者 コースは、対象労働者がトライアル雇用労働者の場合も同様です)。

コース名	助成の対象となる措置
特定就職困難者コース	高年齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れて継続して雇用する
生涯現役コース	65歳以上の高年齢者を雇い入れて継続して雇用する
被災者雇用開発コース	東日本大震災により被災した求職者を雇い入れて継続して雇 用する
発達障害者・難治性 疾患患者雇用 開発コース	発達障害者または難病患者を雇い入れて継続して雇用する
就職氷河期世代 安定雇用実現コース	いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したことなどにより十 分なキャリア形成がなされず、正社員として働くことが困難 な者を雇い入れて継続して雇用する
生活保護受給者等 雇用開発コース	自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護 受給者等を雇い入れて継続して雇用する



### 特定求職者雇用開発助成金電子申請時の注意事項

① 第1期の申請と第2期の申請は同じ方法で行ってください

特定求職者雇用開発助成金は支給対象期(6か月)ごとの申請が必要です。 審査などを迅速に行うため、第1期と第2期以降の申請は、紙もしくは電子のどちらからに揃えるようご協力をお願いします。



### ② 社会保険労務士の代行・代理時の事業主の電子署名取り扱い

社会保険労務士が提出代行事務または事務代理をして 電子申請を行う場合、事業主の電子署名(※)の提出が 必要です。

ただし、事業主が電子署名を付与できない場合、

「提出代行等に関する証明書(共通要領 様式第5号)」の 写しを提出してください。

事業主と社会保険労務士の双方が本証明書を有効とする期間中は、本証明書を申請ごとに提出することができます。

※電子署名および認証業務に関する法律(平成12年法律第102号) 第2条第1項に定める電子署名

			令	和	年	月	B
O社会保険労務:	上事務所名称						-
O事務所所在地							2
O社会保険労務:	tta						-
私は 上記の3	が、雇用関係助成	金の申請書等	に係る提出代	行事	務又は	事務代	理を
SPURE THE AND	and a second second second second						
行う者であるこ	とを証します。						
行う者であるこうまた。私の署会	とを証します。 Sに代わり、このM	E明書をもって、	上記の者が	提出	代行事	務又は	事務
行う者であるこ また。私の署 代理をして電子(	とを証します。 Bに代わり、この記 申請を行うことにP	E明書をもって、 同意します。	上記の者が	提出	代行事	務又は	事務
行う者であるこ また。私の署 代理をして電子(	とを証します。 Sに代わり、この都 申請を行うことにII	E明書をもって、 同意します。	、上記の者が	提出	代行事	務又は	<b>事務</b>
行う者であるこう また。私の署 代理をして電子(	とを証します。 名に代わり、この記 申請を行うことに即	E明書をもって、 同意します。	、上記の者が	提出	代行事	務又は	事務 以上
行う者であるこ また、私の署 代理をして電子( 〇喜意 ( の名称 の名称 の名称 の名称 の名称 の名称 の名称 の名称	とを証します。 名に代わり、この記 申請を行うことに即	E明書をもって、 同意します。	上記の者が	提出	代行事	務又は	事務 以上
行う者であるこ また。私の署 代理をして電子( ○事業所名称	とを証します。 らに代わり、この都 申請を行うことに即	E明書をもって、 同意します。	、上記の者が	提出	代行事	務又は	事務 以上 -
<ul> <li>(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)</li></ul>	とを証します。 らに代わり、この都 目開を行うことに即	E明書をもって、 同意します。	、上記の者が	提出	代行事	務又は	事務 以上 -
14000000 行う者であるこ また、私の署 代理をして電子( ○事業所名称 _ ○事業所否本地	とを証します。 名に代わり、この記 申請を行うことに即	E明書をもって。 同意します。	、上記の者が	提出	代行事	務又は	事務 以上 -
<ul> <li>1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.</li></ul>	とを証します。 名に代わり、この割 申請を行うことに即	研書をもって、 可意します。	、上記の者が	提出	代行	務又は	事務 以上 
<ul> <li>1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.</li></ul>	とを証します。 8日に代わり、この着 申請を行うことに詳	研書をもって、 可意します。	、上記の者が	提出	代行	務又は	事務 以上 
1000 1000 行う者であるこ。 また、私の署 代理をして電子( の事業所名称 の事業所所在地 の事業主氏名	とを証します。 8日に代わり、この若 申請を行うことに即	E明書をもって、 同意します。	、上記の者が	提出	代行事	務又は	事務 以上 - -
300% 2000 行う者であるこ また、私の署 代理をして電子 ( の事業所名称 _ の事業所名称 _ ( の事業所名称 _ ( ) 事業所名称 _ ( ) 事業 た、私 の 署 ( )	とを証します。 名に代わり、この和 料課を行うことに見	E明書をもって、 同意します。 般の中波音等の現	、上記の者が 出に関する手続	提出	代行事	務又は	事務 以上 
300%、2000分 「う者であるこ」 また、私の署 代理をして電子( の事業所名称 の事業主氏名 社 会 保 順 男 私 士	とを証します。 名に代わり、この和 料題を行うことに耳 この販明書は、今 ことを新します。	E明書をもって、 同意します。	、上記の者が 出に関する手続	提出	代行事	務又は	事務 以上 - -
5000 1000 (小田をして電子) (小田をして電子) (小田をして電子) ()事業所名称 ()事業所名称 ()事業主氏名 ()本会保険 労務士 記入機	とを証します。 品に代わり、この和 申請を行うことに即   ことを証します。	(明書をもって、 引意します。 秋の中請書等の見 氏名	上記の者が 出に開する手続	提出	代行事	株又は まである	■務 以上 - -
300%、2000分 行う者であるこ。 また、私の署 また、私の署 また、私の署 の事業所名称 の事業所所在地 の事業主氏名 2 2 2 2 3 8 (注) 社会保険58 (注) 社会保険58	とを証します。 品に代わり、この記 に読を行うことに下 この証明書は、今 ことを証します。	(明書をもって、 同意します。 般の中請書等の提 <u>氏気</u> の中請書等に係る!	上記の者が 出に関する手続 奥田氏行事務ス	提出 [[[23]]	代行事 いて有空 8代理を	株又は れである して電子	事務 以上 - -